

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から53年3月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

申立期間当時、役場職員が公民館で出張して国民年金保険料の徴収業務を行っており、私は定期的にそこで保険料の納付を行っていた。保険料の免除申請手続を行った記憶も無く、申立期間の保険料が納付済となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録によると、申立人は、申立期間②前後の期間の国民年金保険料を全て納付しており（免除期間を除く）、平成14年度からは口座振替により一括前納による納付を行っていることが確認できるなど、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②当時、申立人の国民年金保険料の連帯納付義務者である申立人の妻は、役場に勤務しており、申立期間②の保険料を納付する資力があつたものと考えられる。

一方、申立期間①については、申立人の申請免除期間が昭和51年4月から53年3月まで2年度にわたっており、2年連続して申請免除が承認されていることが申立人に係るオンライン記録により確認できる上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成6年7月1日、資格喪失日が7年7月1日とされ、当該期間のうち、7年6月1日から同年7月1日までは厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から同年7月1日まで

私は、B大学から、12か月間勤務の約束でA事業所に派遣され、平成6年7月1日から7年6月30日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同事業所に在籍していたことが確認できる「在職証明書」を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成6年7月1日、資格喪失日が7年6月1日と記録されていたところ、申立期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、同事業所の事業主から、申立人に係る資格喪失日は、同事業所が保管する申立人に係る職員カードに記載された厚生年金保険被保険者資格喪失日（7年7月1日）に訂正する必要があるとして、当該期間に係る資格喪失日の訂正届が23年6月6日付けで年金事務所に提出され、これに基づき記録訂正が行われた。ただし、当該期間の記録訂正は、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない期間として記録されている。

一方、A事業所から提出された上述の申立人に係る職員カード及び雇用保険の記録から、申立人は申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが確認できる上、同事業所の総務担当者は、退職月の保険料は、申立期間当ても現在と同様に給与から控除していた旨述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成7年5月のオンライン記録から59万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 10 月下旬から平成 7 年 6 月中旬まで
② 平成 12 年 3 月 15 日から同年 5 月 24 日まで
③ 平成 12 年 5 月 24 日から同年 11 月 1 日まで
④ 平成 13 年 4 月 15 日から同年 8 月 31 日まで
⑤ 平成 13 年 9 月 1 日から 15 年 1 月 30 日まで
⑥ 平成 15 年 2 月 26 日から同年 4 月 12 日まで
⑦ 平成 15 年 5 月 27 日から同年 10 月 30 日まで
⑧ 平成 15 年 11 月 27 日から 16 年 4 月 12 日まで
⑨ 平成 16 年 4 月 14 日から 17 年 9 月 23 日まで
⑩ 平成 19 年 10 月から 20 年 4 月まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社、申立期間④はD社、申立期間⑤はE社、申立期間⑥はF社、申立期間⑦はG社、申立期間⑧はH社、申立期間⑨はI社、申立期間⑩はJ社で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社の支店で営業職であったと申し立てているところ、同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、A社では、毎年確定申告を行う必要があった旨述べているところ、複数の同僚は、「支店の営業職は業務委託契約社員であり、歩合給であったので、厚生年金保険を含む社会保険には加入していなかった。」と述べている。

一方、A社の営業職であったとする一部の者は、平成2年頃から5年頃までに厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、これについて営

業職であった同僚は、「当時、A社は利益を上げており、一部の営業職には継続的に多額の収入がある人達がいた。社会保険事務所（当時）から、これらの者の給与は歩合給ではなく固定給ではないかとの指導があったので、一部の営業職について厚生年金保険に加入させる取扱いとなった。」と述べている。

また、A社は、既に閉鎖されている上、申立期間①当時の事業主とも連絡が取れないほか、申立人は二人の同僚の姓のみを挙げているが、個人を特定することができないことから、申立期間①における申立人の勤務状況及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和63年10月下旬から平成6年12月12日までは、申立人の父親の事業所であるK社の厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

申立期間②について、B社は、「申立人は平成12年3月15日から同年5月23日まで当社に勤務していたが、申立人は正社員になる前に退職したので、当該期間は臨時雇用であり、厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していない。」と回答しており、同社から提出された給与台帳によれば、当該期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

申立期間③について、C社は、「申立人は平成12年5月24日から同年10月31日まで勤務していたが、申立人は正規雇用の4分の3以下の勤務である定時制雇用であったため、厚生年金保険に加入させていなかった。申立期間について申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も控除していなかった。」と回答している。

申立期間④について、D社は、「申立人は平成13年4月15日から同年8月29日まで定時制雇用（アルバイト）として勤務していたので、厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった。」と回答しており、同社から提出された給与台帳から、当該期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

申立期間⑤について、E社は、「申立人は平成13年9月2日から15年1月27日まで在籍していたが、定時制雇用であったので社会保険には加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と回答しており、当該期間のうち、14年11月から15年2月までの給料台帳が同社から提出されたが、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

申立期間⑥について、F社は、「申立人は平成15年2月26日から同年4月11日まで在籍していたが、短時間労働の定時制乗務員であったので、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と回答している。

申立期間⑦について、G社から提出された乗務員台帳及び雇用保険の加入記録から、申立人は平成15年5月27日から同年10月29日まで同社で勤務

していたことは確認できるが、同社は、「申立人は日払いの臨時雇用であったので、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と回答しており、同社から提出された賃金台帳から、当該期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

申立期間⑧について、H社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人が平成15年11月28日に同社に入社し、退職日は不明であるが16年4月分までの給与が支払われていたことは確認できる。同社は、「臨時雇用者は社会保険に加入させていなかった。」と回答しており、賃金台帳兼源泉徴収簿から、当該期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

申立期間⑨について、I社は、申立人は平成16年4月15日から同年5月25日まで勤務していたと回答しており、当該期間以外の勤務状況を確認することはできない。

また、I社は、「申立人は臨時雇用であったため、社会保険に加入させておらず、厚生年金保険料を納付していない。」と回答しており、同社から提出された平成16年度の賃金台帳によると、当該期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

申立期間⑩について、J社から提出された社会保険労働者データ及び雇用保険の加入記録から、申立人は平成19年8月17日から20年6月30日まで同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記社会保険労働者データによると、J社が申立人を厚生年金保険に加入させていなかったことが確認できる。同社は、「当社では、乗務員の1か月当たりの所定勤務日数は22日か23日であるが、申立人の1か月当たりの平均の勤務日数は10日前後であったので、申立てどおりの届出を行っておらず、申立人に係る保険料を納付していない。」と回答しており、同社から提出された当該期間に係る賃金台帳により、申立人の当該期間において給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②から⑩までにおいて国民年金に加入しており、国民年金保険料の法定免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①から⑩までにおいて厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。